

【資料 3】

秋 田 県 ブ ラ ン ド プ ロ モ ー シ ョ ン 業 務 委 託 企 画 提 案 競 技 審 査 要 領

1 目 的

本審査基準は、秋田県ブランドプロモーション業務委託の委託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査方法

企画提案書、経費見積書、賃金水準の向上及び女性の活躍推進に関する取組を評価する資料、企画提案者によるプレゼンテーションに基づき審査する。

3 審査員等

審査会は、次の審査員をもって構成する。

(1) 審査員

ア マーケティング戦略課長

イ マーケティング戦略課長が指名する者 2 名

4 審査評価方法

- ・ 評価項目及び評価観点については資料 4 「企画提案競技評価票」のとおりとし、全評価項目の合計 100 点満点とする。
- ・ 評価項目それぞれについて（ア）により 5 段階評価を行い、各評価項目に応じた係数を乗じて評価点を算出する。
- ・ 評価項目「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組については（ア）の評価基準によらず、条件を満たした項目について評価基準（イ）、（ウ）のとおり評価点を与えるものとする。
- ・ （イ）、（ウ）について、複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとし、また、一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目 5 点、合計 10 点）により配点を行うものとする。

（ア） 5 段階評価

評価点	評 価 基 準
5	記載・説明された内容が特に良い。
4	記載・説明された内容が良い。
3	記載・説明された内容が普通である。
2	記載・説明された内容がやや劣る。
1	記載・説明された内容が劣る。

(イ) 賃金水準の向上に関する取組の評価基準および配点

大区分	小区分	評価点	
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	3	最大 5
	2.00%以上	4	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表※2		0.5	

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」により確認する。

※2 「パートナーシップ構築宣言」の写しにより確認する。

(ウ) 女性の活躍推進に関する取組に評価基準および配点

一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人 以下の企業	女活法※2	各	最大 0.5
		次世代法※2	0.25	
えるぼしチャレンジ企業認定※1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進 法※2	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰※3		各 0.5	最大 1
	女性の活躍推進企業表彰※3			
	子ども・子育て支援知事表彰※3			
	男女共同参画社会づくり表彰			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。

5 委託候補者の選定

- 見積書に記載された見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が実施要領に示す委託上限額を上回る場合は、選定しないものとする。

- ・ 審査員ごとに、各評価項目について評価を行い、評価票を作成する。
- ・ 各委員の評点を合計し、審査委員数で除して得た点数を企画提案者の評点とし、評価点が高い順に順位を付ける。
- ・ 各審査員の評価における順位や意見を基に、総合的な順位を決める。ただし、合計点が満点の6割に満たない場合には、委託候補者を選定しないことがある。